

### 第3章 事業計画に反映した環境配慮の内容

現時点において事業計画に反映した、もしくは今後反映することを計画している環境配慮の内容は、表 3-1(1)～(8)に示すとおりである。

表 3-1(1) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
1 周辺との調和		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「うめきた2期区域まちづくりの方針」に規定される「都市や人間と自然、環境との新しい関係性」の構築に努める。</li> <li>・「うめきた2期地区地区計画」に規定される「緑豊かなオープンスペース」の確保に努める。</li> <li>・「大阪市景観計画」により、都心景観形成区域として位置づけられていることから、都心らしいまちの魅力を感じさせる景観の形成を図る。</li> </ul>
事業の規模・形状及び施設の配置・構造等の検討にあたっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場台数を必要最小限とし、公共交通機関の利用を促進するなど、周辺交通量の増加を誘引しない計画とする。</li> <li>・駐車場出入口箇所を必要最小限とするなど、歩行者の安全性確保を図る。</li> <li>・建物周辺及び低層部等の屋上において常緑樹を含む植栽や、周辺歩道の街路樹高規格化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。</li> </ul>
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定にあたって環境への影響の回避又は低減に努めること。	無	※事業計画地は都市機構施行の区画整理事業地であり、樹木の伐採等を行わないので選定しない。
事業計画地内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	有	・建物地下階数を必要最小限に抑えるなど、掘削土量低減を図る。

表 3-1(2) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、残土の有効利用に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、循環資源のリユース・リサイクルに努める。</li> <li>・ 残土については、関係法令に基づく適切な対応とともに、再利用等の有効利用対策に努める。</li> </ul>
建物・施設については、将来の解体における廃棄物の発生を抑制するとともに、再生利用等が容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資材の標準化推進による廃棄物（残材等）の抑制や、施設更新や解体時にも資源再生・再利用が容易な工法など、廃棄物発生抑制に努める。</li> <li>・ 再利用や再資源化に配慮した建設資材を選定するなど、循環資源のリユース・リサイクルに努める。</li> </ul>
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地内の雨水や生活排水の再利用など、水の効率的利用のための対策を行う。</li> </ul>
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水位に影響のない範囲では、浸透枳を採用するなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・確保のための対策を行う。</li> </ul>

表 3-1(3) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3 生活環境		
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の利用者ネットワークに配慮した施設配置・利用者動線など、適切な交通アクセスを確保した計画とする。</li> </ul>
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画地周辺の企業や関係諸機関等と連携した交通負荷低減に向けた取り組みとして、レンタサイクル等の導入について検討する。</li> </ul>
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設で使用するサービス関連車両について、低公害型車両の導入に努める。</li> </ul>
施設の規模、配置及び構造の検討にあたっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋上部からの排気・排熱など、周辺環境に配慮した排気・排熱のための対策を検討し、低減を図る。</li> <li>低騒音型・低振動型の設備機器の採用や設備機械室内部の防音・防振措置など、設備機器からの騒音や振動の伝搬抑制のための対策を行う。</li> </ul>
工事計画の策定にあたっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、散水の実施等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画の策定にあたっては、公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機材の使用など、周辺地域に対する影響を回避・低減する対策を行う。</li> <li>建設資機材等の運搬にあたっては、車両通行ルート of 適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関係車両の運行管理など、周辺地域に対する環境影響を回避・低減するための対策を行う。</li> <li>低VOC塗装など、有害化学物質による環境影響を回避・低減するための対策を行う。</li> </ul>

表 3-1(4) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-2 地盤沈下		
<p>地下水位の低下や地盤の変形が生じないように配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事に伴う地下水位の変動による周辺敷地の地盤沈下に対する配慮として、止水性山留壁を深い粘性土層（難透水層）まで貫入させ地下水を遮水する工法を採用する。</li> <li>・ 地盤の掘削による周辺敷地の地盤変形を生じさせない配慮として、山留壁の変形による地盤沈下を抑制する工法を採用する。</li> <li>・ 帯水層蓄熱システムを設置する場合は、現地での実証実験を考慮し、地下水脈への影響を極力抑えるよう配慮する。</li> </ul>
3-3 土壌		
<p>土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の利用及び建設工事中において土壌汚染の原因となる有害物質を排出する施設、行為はない。なお、事業計画地においては、旧土地所有者により土壌汚染調査を実施済みであり、全域が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、工事に伴う掘削搬出土については、土壌汚染対策法等に基づき適切に対応する。</li> </ul>
3-4 日照障害、電波障害		
<p>建物・構造物の配置・形状の検討にあたっては、日照障害、電波障害に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画建物については、低層部と中・高層部による構成とし、中・高層部については板状を避けたタワー形状とする。</li> </ul>
3-5 都市景観		
<p>建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等で修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物低層部から中・高層部をセットバックさせ、周辺環境への圧迫感を低減した計画とする。</li> <li>・ 事業計画地内におけるオープンスペースの緑化等を通じ、都市公園からの空間の連続性に配慮した計画とする。</li> <li>・ 駅北2号線、駅北3号線及び海老江梅田線沿いに植栽を施すなど、象徴的で快適な歩行者空間を形成する。</li> </ul>

表 3-1(5) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
3-6 ヒートアイランド		
人工排熱の低減、放熱の抑制、緑化の推進、水の活用に努めるとともに、施設供用時における効果的な取組についても検討すること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地（屋上緑地を含む）の確保や冷房排熱の潜熱化など、外気温上昇抑制に努める。</li> <li>・人工排熱抑制への配慮として、屋上部の緑化や熱負荷低減に配慮した建物外装の採用、帯水層蓄熱システムによる熱の季節間リサイクルなど、建物の空調負荷低減に努める。</li> <li>・施設供用時における効果的な取り組みとして、外構部分での散水・打ち水など、水の気化熱を利用した外気温上昇抑制への取り組みを検討する。</li> </ul>
一体的なオープンスペースを確保するなど海風の誘導に配慮すること。また、市街地での適度な通風の確保のために、細やかな風通しへの配慮に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地は「風の道」ビジョン〔基本方針〕の梅田周辺地区クールゾーンに位置しており、敷地周辺の外壁を後退させ空地をつくることによりオープンスペースを確保し、都市の通風に配慮するとともに、大阪の北の玄関にふさわしいターミナル周辺での快適な空間づくりに配慮する。</li> </ul>
3-7 風害		
事業計画地周辺の風環境特性を把握し、風害の発生を抑制する建物配置等について検討すること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画建物を低層部と中・高層部の二段構成とし、高層部の見付け面積を小さくするほか、低層部からの中・高層部セットバックによる吹き下ろし低減に配慮した計画とする。また、歩行者デッキの手すりや風が通過しない仕様とする等、歩行者への風の影響をできる限り軽減する計画とする。</li> </ul>
3-8 交通安全		
事業から発生する自動車交通に起因する交通渋滞の防止を図るとともに、歩行者等の交通安全の確保に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北街区事業では、歩行者の安全性確保のため、歩行者通行の多いシンボル軸沿いに駐車場出入口を設けない計画とする。</li> <li>・南街区事業では、主要幹線である海老江梅田線を避け、駅北3号線側にのみ駐車場出入口を設置する事で、歩行者等の安全の確保に努める。</li> <li>・駐車場出入口の箇所を必要最小限とするなど、歩行者の安全性確保のための対策を行う。</li> </ul>

表 3-1(6) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
4 自然環境		
4-1 地象、水象		
土地の改変にあたっては、事業計画地及びその周辺における地形、地質、土質、河川の水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	無	※事業計画地は操車場跡地であり、重要な地形・地質等は存在しないこと、排水はすべて公共下水道へ排水することなどから、選定しない。
地下構造物の建設や地下水採取にあたっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う事業計画地周辺の地下水位の変動を生じさせないよう、止水性山留壁を深い粘性土層（難透水層）まで貫入させ地下水を遮水する工法を採用する。</li> <li>・帯水層蓄熱システムを設置する場合は、現地での実証実験を考慮し、地下水脈への影響を極力抑えるよう配慮する。</li> </ul>
4-2 動物、植物、生態系		
土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の緑地に合わせた植栽を選定し、緑の連続性など生物多様性に配慮した植栽計画とする。</li> <li>・建築物への鳥の衝突（バードストライキング）の回避又は低減のための工夫として、空や風景の映り込みを抑制するため、反射率の高いガラスをできる限り使用しない等の計画とする。</li> </ul>
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については、周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	無	※事業計画地周辺は建築物等の密集した市街地であることから、選定しない。
4-4 自然とのふれあい活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、自然とのふれあい活動への影響の回避又は低減に努めること。	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地（屋上緑地を含む）の確保など、自然とのふれあい活動の場の創造のための対策を行う。</li> </ul>

表 3-1(7) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
<p>建物・構造物の配置・デザイン・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等で修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。</p>	<p>無</p>	<p>※伝統的、文化的景観が周辺に存在しないため、選定しない。</p>
5-2 文化財		
<p>土地の改変や建物・構造物の設置にあたっては、文化財の保全に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画地内は周知の埋蔵文化財包蔵地（大深町遺跡）となっているが、必要な調査については都市再生機構において実施予定である。今後、事業の実施にあたっては、大阪市教育委員会と必要な協議を行う。</li> </ul>
6 環境負荷		
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
<p>省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など再生可能エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コージェネレーションシステムを導入するとともに、電力需要のピークカットや夜間電力の有効利用等に配慮するなど、エネルギーの効率的利用のための対策を行う。</li> <li>・地域冷暖房システムを導入し、冷水等の融通を行うことにより、負荷ピークの異なる異種用途の熱をまとめることで、熱源機器容量低減を図る。</li> <li>・自然採光を併用することで、照明エネルギーを削減するとともに、帯水層蓄熱システムなど、再生可能エネルギーを利用する計画とする。</li> <li>・人工排熱抑制への配慮として、屋上部の緑化や熱負荷低減に配慮した建物外装の採用など、建物の空調負荷低減に努める。</li> </ul>
<p>地域やビルのエネルギー消費を一元的に管理すること等により、エネルギーの使用の合理化に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの消費・運転状況を一元的に管理するビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の採用など、エネルギーの効率的利用に努める。</li> </ul>

表 3-1(8) 事業計画に反映した環境配慮の内容

環境配慮項目及び環境配慮事項	選定の 有無	環境配慮の内容 (選定しない場合はその理由)
6-2 廃棄物、残土		
<p>事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。</p>	<p>有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の排出量抑制に配慮した建設材料・工法の選定に努める。</li> <li>・ 建物地下階数を必要最小限に抑えるなど、残土発生抑制に配慮した計画とする。</li> <li>・ 施設供用後に発生する廃棄物については、発生抑制・減量化・リサイクル等、適正な措置を講ずるよう努める。</li> </ul>